

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月12日
【四半期会計期間】	第58期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 林 朝則
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 事業管理本部長 福家 久雄
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 事業管理本部長 福家 久雄
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第58期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第57期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	59,449	77,668	302,777
経常利益(百万円)	4,448	4,081	1,226
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(百万円)	13,779	3,171	17,364
純資産額(百万円)	147,591	136,253	135,596
総資産額(百万円)	227,888	210,089	199,882
1株当たり純資産額(円)	4,312.60	3,981.10	3,963.72
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期(当期)純損失 ()(円)	404.16	93.01	509.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	92.42	-
自己資本比率(%)	64.52	64.60	67.61
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	14,719	4,276	728
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	1,048	4,180	10,795
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(百万円)	5,615	7,570	2,563
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	37,361	41,070	40,180
従業員数(人)	2,703	2,461	2,590

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第57期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	2,461
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	1,110（94）
---------	-----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で表示しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績は次のとおりであります。

機器	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
映像機器(百万円)	41,856	13.1
情報機器(百万円)	10,040	0.6
その他(百万円)	1,028	18.3
合計(百万円)	52,926	10.4

(注) 1. 金額は製造価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)が販売している自己ブランド製品は需要予測による見込生産を行っております。従いまして、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

機器	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
映像機器(百万円)	60,629	45.5
情報機器(百万円)	10,971	1.9
その他(百万円)	6,067	13.4
合計(百万円)	77,668	30.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
WAL-MART STORES, INC.	18,791	31.6	32,275	41.6
SOJITZ PRINTER CORPORATION	7,881	13.3	-	-
PHILIPS CONSUMER ELECTRONICS COMPANY	5,961	10.0	-	-

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、昨年秋のリーマン・ショック以降、一時的に危機的状況に陥りましたが、先進国及び主要各国の金融・財政政策の効果などで不透明感に残るものの最悪期を脱しつつある状況となりました。

当民生用電気機器業界におきましては、最大の主要製品である液晶テレビは世界的な需要拡大が続き、販売価格は下げ止まりの傾向もみられましたが、一方で、主要部材の液晶パネルの価格上昇圧力が顕在化いたしました。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第1四半期連結会計期間の売上高は77,668百万円（前年同四半期比30.6%増）となりました。利益面につきましては、営業利益はPhilipsブランド製品による増収効果などから3,706百万円（前年同四半期比275.0%増）となりましたが、経常利益は前年同四半期に比べ為替差益が減少したことなどにより4,081百万円（前年同四半期比8.2%減）となりました。四半期純利益は、3,171百万円（前年同四半期は「過年度法人税等」の計上などにより13,779百万円の純損失）となりました。

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりませんが、機器別の売上高は次のとおりであります。

映像機器

映像機器では、昨年8月のPhilipsブランド製品の追加でラインナップが充実した液晶テレビは大幅な伸長となりました。また、今後の成長が期待されるブルーレイディスクプレーヤを中心にDVD関連製品も売上に寄与いたしました。この結果、当該機器の売上高は、60,629百万円（前年同四半期比45.5%増）となりました。

情報機器

情報機器では、プリンターはOEM先からの受注増により売上を伸ばしましたが、デジタルスチルカメラはOEM先からの受注の一巡により売上計上がありませんでした。この結果、当該機器の売上高は10,971百万円（前年同四半期比1.9%増）となりました。

その他

上記機器以外の売上高は、6,067百万円（前年同四半期比13.4%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

外部顧客に対する売上高は23,736百万円（前年同四半期比15.6%減）、営業利益は1,716百万円（前年同四半期比406.5%増）となりました。

北米

外部顧客に対する売上高は52,492百万円（前年同四半期比86.0%増）、営業利益は2,908百万円（前年同四半期比313.6%増）となりました。

アジア

外部顧客に対する売上高は119百万円（前年同四半期比52.7%減）、営業利益は1,579百万円（前年同四半期比4.6%増）となりました。

欧州

外部顧客に対する売上高は1,321百万円（前年同四半期比53.9%減）、営業損失は571百万円（前年同四半期661百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ890百万円増加し、41,070百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動の結果獲得した資金は4,276百万円（前年同四半期は14,719百万円の使用）となりました。これは主に売上債権は増加したものの、たな卸資産の増加額の減少及び過年度法人税等の支払がなかったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動の結果獲得した資金は4,180百万円（前年同四半期は1,048百万円の使用）となりました。これは主に定期預金の払戻による収入によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における財務活動の結果使用した資金は7,570百万円であり、前第1四半期連結会計期間に比べ1,955百万円（34.8%）増加となりました。これは主に短期借入金の減少によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分については、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、次のように経過しております。

当社は、大阪国税局より平成20年6月16日に受領した、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間の当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知について、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行っておりましたが、平成21年7月23日に、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。本件につきましては、現在、大阪地方裁判所で、前回（平成17年6月28日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分の取消請求訴訟と併合して審理が行われております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,159百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,104,196	36,104,196	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	36,104,196	36,104,196	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までのストックオプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づく新株引受権
(平成13年6月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,549
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,549 資本組入額 4,775
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。 ・新株予約権に関するその他の細目については、平成13年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく取締役会決議による。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入その他の処分又は相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.上記の新株予約権は、旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づき付与された新株引受権であります。

2.「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権
(平成14年6月26日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,996
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	399,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,150
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,150 資本組入額 7,575
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権行使時における条件 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ ンサルタント及び研究者のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契 約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成15年6月25日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,785
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	378,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,646
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,646 資本組入額 6,823
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ ンサルタント及び研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契 約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,599
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	359,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,167
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,167 資本組入額 8,084
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	256
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,836
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,836 資本組入額 8,418
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月23日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,369
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,369 資本組入額 6,185
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権行使時における条件 当社もしくは関係会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、従業員又は当社もしくは関係会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は関係会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は関係会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権
(平成20年6月19日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,212
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	421,200(注)1.2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,609
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,609 資本組入額 805
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時における条件 当社及び関係会社の取締役、執行役、監査役、会計参与、執行役員及び従業員のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (1株未満の株式は切り捨てる)

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編

対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定するものとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

上記（注）3に準じて決定するものとします。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	36,104,196	-	31,280	-	32,806

(5) 【大株主の状況】

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者2者から平成21年5月11日付で大量保有報告書の提出があり、平成21年4月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	株式 1,670,800株
ハイブリッジ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート 9、27階	株式 36,400株
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフ ライヤーズ・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 19713 ニューアーク・スタントン・クリステ ィアナ・ロード500	株式 174,800株

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,011,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式34,086,700	340,867	-
単元未満株式	普通株式 6,196	-	一単元（100株）未 満の株式
発行済株式総数	36,104,196	-	-
総株主の議決権	-	340,867	-

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣 内7丁目7番1号	2,011,300	-	2,011,300	5.57
計	-	2,011,300	-	2,011,300	5.57

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	3,280	3,690	4,030
最低(円)	2,675	2,810	3,170

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	90,843	96,503
受取手形及び売掛金	38,947	28,844
商品及び製品	24,097	20,925
仕掛品	1,965	1,635
原材料及び貯蔵品	10,257	8,116
その他	7,544	7,957
貸倒引当金	197	273
流動資産合計	173,458	163,709
固定資産		
有形固定資産	¹ 16,344	¹ 16,025
無形固定資産	5,410	5,647
投資その他の資産		
その他	15,746	16,061
貸倒引当金	870	1,561
投資その他の資産合計	14,876	14,499
固定資産合計	36,631	36,173
資産合計	210,089	199,882
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,289	28,157
短期借入金	6,310	12,938
未払法人税等	930	1,623
製品保証引当金	2,578	2,191
その他の引当金	458	302
その他	18,032	15,168
流動負債合計	69,600	60,382
固定負債		
長期借入金	966	666
引当金	2,349	2,343
その他	919	894
固定負債合計	4,235	3,904
負債合計	73,835	64,286

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,280	31,280
資本剰余金	33,245	33,245
利益剰余金	111,855	110,047
自己株式	24,340	24,340
株主資本合計	152,040	150,233
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	293	98
為替換算調整勘定	16,607	14,999
評価・換算差額等合計	16,313	15,098
新株予約権	29	17
少数株主持分	497	443
純資産合計	136,253	135,596
負債純資産合計	210,089	199,882

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	59,449	77,668
売上原価	47,112	62,429
売上総利益	12,336	15,239
販売費及び一般管理費	¹ 11,348	¹ 11,532
営業利益	988	3,706
営業外収益		
受取利息	904	262
受取配当金	26	20
為替差益	2,542	98
その他	150	76
営業外収益合計	3,623	458
営業外費用		
支払利息	74	30
持分法による投資損失	70	25
その他	19	26
営業外費用合計	164	83
経常利益	4,448	4,081
特別利益		
前期損益修正益	357	-
固定資産売却益	1	-
投資有価証券売却益	-	34
その他	28	7
特別利益合計	387	41
特別損失		
固定資産処分損	1	0
特別販売協力金	850	-
投資有価証券評価損	-	4
関係会社整理損	-	11
その他	16	0
特別損失合計	868	16
税金等調整前四半期純利益	3,967	4,106
法人税等	851	881
過年度法人税等	² 16,838	-
法人税等合計	17,689	881
少数株主利益	56	54
四半期純利益又は四半期純損失()	13,779	3,171

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,967	4,106
減価償却費	1,228	1,365
貸倒引当金の増減額(は減少)	185	765
退職給付引当金の増減額(は減少)	36	20
受取利息及び受取配当金	930	283
支払利息	74	30
持分法による投資損益(は益)	70	25
有形固定資産売却損益(は益)	0	-
投資有価証券売却損益(は益)	26	34
投資有価証券評価損益(は益)	12	4
売上債権の増減額(は増加)	292	10,141
たな卸資産の増減額(は増加)	19,118	6,033
仕入債務の増減額(は減少)	11,779	13,639
その他	3,711	3,638
小計	838	5,574
利息及び配当金の受取額	320	453
利息の支払額	71	30
法人税等の支払額	4,508	1,721
過年度法人税等の支払額	11,297	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,719	4,276
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,209	39,873
定期預金の払戻による収入	-	45,217
有形固定資産の取得による支出	693	1,123
有形固定資産の売却による収入	64	38
無形固定資産の取得による支出	59	144
投資有価証券の取得による支出	242	25
投資有価証券の売却による収入	1,111	184
その他	18	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,048	4,180
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,819	6,493
長期借入れによる収入	-	600
長期借入金の返済による支出	1,086	299
配当金の支払額	1,704	1,363
その他	5	12
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,615	7,570
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,643	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,739	890
現金及び現金同等物の期首残高	57,100	40,180
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 37,361	¹ 41,070

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間未までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる売上高及び損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係)	<p>「長期貸付金」(当第1四半期連結会計期間414百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結会計期間より投資その他の資産の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>前第1四半期連結会計期間において、流動負債の「引当金」に含めて表示しておりました「製品保証引当金」は、負債及び純資産総額の100分の1を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することといたしました。なお、前第1四半期連結会計期間の流動負債の「引当金」に含まれる「製品保証引当金」は348百万円であります。</p>
(四半期連結損益計算書関係)	<p>前第1四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、特別利益の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。なお、前第1四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「投資有価証券売却益」は26百万円であります。</p> <p>前第1四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社整理損」は、特別損失の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。なお、前第1四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「関係会社整理損」は4百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しているため、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

<p>当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 6月30日)</p>	<p>前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)</p>
<p>1 . 有形固定資産の減価償却累計額は、58,679百万円 であります。</p> <p>2 . タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 当社は、平成17年 6月28日及び平成20年 6月16 日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックス ヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていない との判断により、それぞれ平成14年 3月期から平成 16年 3月期及び平成17年 3月期から平成19年 3月期 の各 3年間について当社の香港子会社の所得を当社 の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を 受領いたしました。当社は、この更正処分は誠に遺 憾であり到底承服できるものではないため、現在、 裁判において当社の正当性を主張しております。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそ れぞれ16,651百万円 (附帯税を含め19,184百万円) 及び15,038百万円 (附帯税を含め16,838百万円) で あります。これについては、「諸税金に関する会計 処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会 計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号) に従 い、平成19年 3月期及び平成21年 3月期において 「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度 終了の時の現況によって判定されますので、ご参考 までに調査対象年度の翌連結会計年度である平成20 年 3月期以降について、当社の香港子会社の所得に 対する当該税制による影響額を試算した場合、当社 が平成20年 3月期及び平成21年 3月期において当社 の香港子会社より受領した配当額を対象所得から控 除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税の 見積りは合計で約700百万円となります。この影響額 につきましては、上記理由により現時点では、会計 処理を行っておりません。</p>	<p>1 . 有形固定資産の減価償却累計額は、58,566百万円 であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

<p>前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)</p>	<p>当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)</p>																
<p>1 . 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="268 376 766 515"> <tr> <td>販売手数料</td> <td>1,524百万円</td> </tr> <tr> <td>特許権使用料</td> <td>2,165</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>1,630</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td>1,615</td> </tr> </table> <p>2 . タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 当社は、平成20年 6 月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年 3 月期から平成19年 3 月期の 3 年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。前回 (平成17年 6 月28日付) のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年 8 月 6 日に大阪国税不服審判所に審査請求を行いました。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円 (附帯税を含め16,838百万円) と試算されます。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号) に従い、当第 1 四半期連結会計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定されますので、ご参考までに調査対象年度の翌事業年度以降の当社の香港子会社の所得について当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年 3 月期において当社の香港子会社より受領した配当額を対象所得から控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税は合計で約700百万円と見積られます。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。</p>	販売手数料	1,524百万円	特許権使用料	2,165	従業員給料手当	1,630	試験研究費	1,615	<p>1 . 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="906 376 1404 515"> <tr> <td>販売手数料</td> <td>934百万円</td> </tr> <tr> <td>特許権使用料</td> <td>2,887</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>1,641</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td>1,484</td> </tr> </table>	販売手数料	934百万円	特許権使用料	2,887	従業員給料手当	1,641	試験研究費	1,484
販売手数料	1,524百万円																
特許権使用料	2,165																
従業員給料手当	1,630																
試験研究費	1,615																
販売手数料	934百万円																
特許権使用料	2,887																
従業員給料手当	1,641																
試験研究費	1,484																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 50,212百万円	現金及び預金勘定 90,843百万円
預入期間が3か月を超える定 期預金 12,851	預入期間が3か月を超える定 期預金 49,772
現金及び現金同等物 37,361	現金及び現金同等物 41,070

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 36,104千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,011千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 29百万円

(注) 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月1日 取締役会	普通株式	1,363	40	平成21年3月31日	平成21年6月4日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしていません。
このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしていません。
このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	28,113	28,220	252	2,862	59,449	-	59,449
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	36,163	10	50,036	13	86,223	(86,223)	-
計	64,276	28,230	50,288	2,876	145,672	(86,223)	59,449
営業利益又は営業損失 ()	338	703	1,509	661	1,890	(901)	988

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	23,736	52,492	119	1,321	77,668	-	77,668
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	41,846	8	44,076	1	85,932	(85,932)	-
計	65,582	52,500	44,195	1,322	163,601	(85,932)	77,668
営業利益又は営業損失 ()	1,716	2,908	1,579	571	5,632	(1,925)	3,706

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米 : 米国
- (2) アジア : 香港、マレーシア、タイ
- (3) 欧州 : ドイツ、ポーランド

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高（百万円）	41,380	1,297	7,148	401	50,228
連結売上高（百万円）					59,449
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	69.6	2.2	12.0	0.7	84.5

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高（百万円）	58,847	1,814	6,102	1,336	68,100
連結売上高（百万円）					77,668
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	75.8	2.3	7.9	1.7	87.7

- （注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。
- 2．各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
- （1）北米　　：米国、カナダ
 - （2）アジア　：香港、シンガポール
 - （3）欧州　　：ドイツ、イギリス、フランス
 - （4）その他　：オーストラリア
- 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 6 月30日)		前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	3,981.10円	1 株当たり純資産額	3,963.72円

2 . 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)		当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純損失	404.16 円	1 株当たり四半期純利益	93.01 円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	92.42 円

(注) 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	13,779	3,171
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	13,779	3,171
期中平均株式数 (千株)	34,093	34,092
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	217
(うち新株予約権 (千株))	(-)	(217)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 1 四半期連結会計期間 (自平成21年 4 月 1 日 至平成21年 6 月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) タックスヘイブン対策税制について

当社は、平成17年6月28日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成14年3月期から平成16年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、また、平成18年11月16日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成20年7月3日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社は、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。現在、裁判において当社の正当性を主張しております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）が平成19年3月8日付けで改正され、追徴税額の会計処理方法が明文化されたため、平成19年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、また、平成20年11月14日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成21年7月23日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社は、今回の裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。今後は、裁判において当社の正当性を主張してまいります。現在、大阪地方裁判所では、前回の訴訟と併合して審理が行われております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、平成21年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 剰余金の配当

平成21年6月1日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、剰余金の配当（期末）を行うことを次のとおり決議いたしました。

配当財産の種類及び帳簿価額の総額	金銭による配当	総額1,363百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり配当額	40円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成21年6月4日	

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。